

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象者

■ 老齢基礎年金を受給している方

次の要件をすべて満たしている必要があります

- ・ 65 歳以上
- ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

次の要件を満たしている必要があります

- ・ 前年の所得額が約 462 万円以下

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、10月中旬頃に日本年金機構から、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または坂東市役所 保険年金課で請求手続きをしてください。



年金生活者支援
給付金請求書（ハガキ形式）
送付用封筒（イメージ）

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でみなさんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りの際には、お問い合わせください。

- お問い合わせ
- 『ねんきんダイヤル』 ☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル)
 - 保険年金課 ☎ 0297(21)2187

年金給付金 検索

